

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめは一層複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、本校では平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」に合わせ、いじめ問題への理解を深めるとともに、より実効ある対応ができるよう未然防止、早期発見・早期対応についての基本的な認識や考えを加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「天津市立真野中学校いじめ防止基本方針」を作成してきました。

そして滋賀県のいじめ対策基本方針および天津市のいじめ対策基本方針をもとに一部改訂し、「令和2年度 天津市立真野中学校いじめ防止対策基本方針」を作成しました。

真野中学校では、当基本方針を学校教育の重要な柱とし、これを基に、「いじめをしない・させない学校づくり」に取り組み、校内研修等いじめ防止に関する諸取り組みを実施するなど積極的な活用を図って参ります。そして、職員・生徒が力を合わせ、いじめのない生き生きとした学校生活を、すべての生徒が過ごすことが出来るよう努力して参りたいと思います。

令和2年4月

目 次

- ① いじめ問題に関する基本的な考え方 P1
 - 1. いじめの定義
 - 2. いじめの構造
 - 3. いじめに対する基本的な姿勢
 - 4. 学校におけるいじめへの対応の基本マニュアル
- ② 未然防止に向けての行動指針 P5
 - 1. 一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める
 - 2. 職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実を図る
 - 3. 地域との連携を図る
- ③ いじめ早期発見のための行動指針 P8
- ④ いじめへの早期対応に向けての行動指針 P9
 - 1. いじめ対応の流れ
 - 2. いじめられた生徒・保護者への基本的な対応
 - 3. いじめた生徒・保護者への基本的な対応
 - 4. 周りの生徒たちへの基本的な対応
- ⑤ 重大な事案が発生した場合の行動指針 P13
- ⑥ ネットいじめへの対応についての行動指針 P15
- ⑦ 組織対応マニュアル P16
 - 1. いじめ対策委員会の設置について
 - 2. 組織対応の流れ
- ⑧ 令和2年度 真野中学校におけるいじめ防止対策の具体的施策と目標 P17
 - 1. いじめの未然防止に関する取り組み(施策)と目標
 - 2. いじめの早期発見に関する取り組み(施策)と目標
 - 3. いじめへの対処に関する取り組み(施策)と目標

1 じめ問題に関する基本的な考え方

1. じめの定義

～「じめ」の定義（じめ防止対策基本法 第2条）～

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「じめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、じめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、じめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、じめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、じめの認知は、特定の教職員のみによることなく、じめ防止対策基本法第22条の「学校におけるじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、じめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法律の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、じめられた児童生徒の立場に立って、じめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相

手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

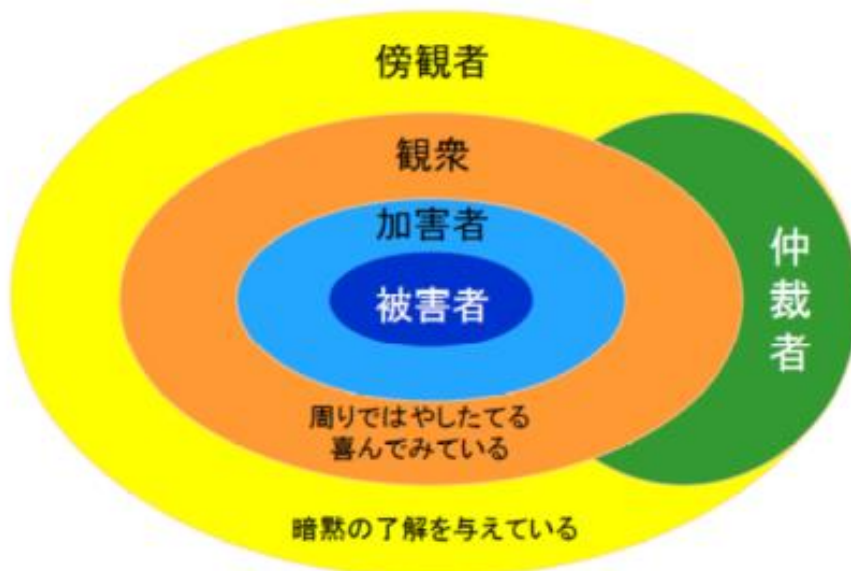
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2. いじめの構造

いじめはいじめ側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しない。次に示したように周りで、はやしたてたりおもしろがったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見守っている存在（傍観者）を含めた四層構造（「森田洋司氏による」）の中で発生していくものである。いじめはこの四層構造における子どもの関係性に注目して対応していくことが大切である。

また、子どもたちの間には様々な人間関係があるので、この構造の中で、いじめが同時発生的に起こる場合もある。



いじめはこの四層構造を基本に考えるが、次の4点に留意する必要がある。

- ①いじめられた側から見れば、観衆や傍観者も含めて周りの者みんなが加害者と認識されることもある。
- ②傍観者や観衆もいじめがあることを苦ししながらも、仲裁したり、訴えたりすることが難しい状況におかれていることも考えられ、加害者以外はすべて被害者とみる考え方もある。
- ③最近では「自分とは関係がないこと」と考える子どもが増えていることも大きな問題である。
- ④傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられるので、この仲裁者の育成が、いじめの指導には重要である。

3. いじめに対する基本的な姿勢

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の(1)～(8)は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. 学校におけるいじめへの対応の基本マニュアル

(1) いじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める。

- ①子どもの被害感があれば、いじめの「事実」ととらえ、丁寧に対応する。
- ②「いじめられた方にも原因がある」といった考えは、いじめられている子どもにとって、逃れることのできない絶望感や孤独感を与えることになる。
- ③子どもたちが、この人なら話しても大丈夫と思えるような信頼関係を日頃から作り、相談しやすい環境づくりに努める。

(2) 子どもたちの普段の言動から SOS を読み取る。

- ①日ごろから子どもたちの様子をしっかりと観察するとともに、少しでも気になることがあれば、積極的に声をかけていく。
- ②子どもの状況を把握するためには、自分一人ではなく、多くの人から情報を収集することが大切である。日ごろから教職員間の情報共有はもちろん、保護者との緊密な連携を図り、子どもの心の変化をつかむ。

(3) 迅速かつ組織的に対応する。

- ①相談を受けた時や発覚した段階では既に深刻な状況であることを理解する。「しばらく様子を見ましょう」という判断は、子どもにとって大変つらいものである。何よりも迅速な対応を心がける。
- ②いじめへの対応については、未然防止を含め、学校における組織的な対応が必要である。
- ③日頃から組織的にアセスメント（見立て）とプランニング（支援計画）を行い、いじめの解消（再発防止）に努める。

(4) 加害者への適切な指導で再発を防ぐ。

- ①いじめは加害行為を止めなければ解決にはつながらない。いじめている子どもも、いじめられていることで心のバランスを保っている。解決のために謝罪させたり、握手させたりする指導も重要であるが、まずは、いじめをしてしまった子どもが何に悩んでいるのか、その原因や背景を理解することが大切である。子どもの抱える「しんどさ」を理解した上で、「だめなことはだめ」と教えていくことが必要である。
- ②子どもの健全育成のためには学校だけで抱え込まず、必要に応じて警察や福祉などの関係機関との適切な連携も必要となる。

(5) 子どものエンパワーメント（子どもが持っている本来の力を引き出すこと）の視点が大切である。

- ①大切な視点は、子どもたち自身が訴えたり、問題を解決したりできる力を引き出すこと（エンパワーメント）である。
- ②エンパワーメントは、子どもとの信頼関係づくりがあってはじめて可能となる。
- ③謝罪だけの指導では、エンパワーメントにつながらない。事後指導を含め、自分たちで解決する力の育成や、学校や学年、クラス単位での中長期的な人間関係の修復が大切である。

② 未然防止に向けての行動指針

1. 一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める

- ①「いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを、生徒、保護者、地域の人々に宣言する。
- ②どの子どもにも「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と言い切る指導を徹底する。
- ③わかる授業、魅力ある授業に努め、授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育む。
- ④授業や様々な活動を通じて、積極的に発言する場を与える。
- ⑤道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。
- ⑥「豊かな人間関係を育む力」を培うよう、特別活動の年間指導計画をたてる。
- ⑦子どもたちが「いじめをしない・させない学校づくり」を生徒会・学級活動等の中で自主的に取り組むよう支援する。
- ⑧いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践の基本とし、人権教育の充実に努める。

…上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

いじめ未然防止

1 子どもの主体的な参画

行動計画の具体的取組	取組目標
------------	------

a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・「ありがとう週間」を6月に設け、周りの人に対する感謝の気持ちを伝えることで、人の大切さや命の大切さを見つめ直す機会にする。・「ピアカウンセリング」を2月に実施し、生徒同士がお互いに悩みを打ち明け、解決方法を考えることで、共感の輪を広げる。・「朝のあいさつ運動」を毎週実施する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none">・2月に保健委員会による「ピア・カウンセリング」を行い、生徒が相談に対してアドバイスを返すことで、不安の解消に役だてる。・「ピンクシャツデー」の取り組みを通し、生徒一人ひとりがいじめを許さない学校作りを目指す。

2 子どもに対する教育、啓発

行動計画の具体的取組		取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に、道徳や学活等で「いじめは許されない、絶対しない、見逃さない」をテーマに授業を行う。 ・10月に、ピア・メディエーションを取り入れ、望ましい人間関係の作り方を学ばせる。 ・ネットの適正な利用について、外部講師を招いての学習会を実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師を招いて、3年生を対象に命の大切さについて学び、保護者からの手紙を紹介し、自分が大切に育てられてきたかけがえのない存在であることを感じる体験を持つ。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健便り等で「ストレスマネジメント」を行う。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師を招いて、3年生を対象に命の大切さについて学び、保護者からの手紙を紹介し、自分が大切に育てられてきたかけがえのない存在であることを自覚する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学期、生徒会執行部で「みんな遊び」を企画し、昼休みに全学年で交流を深め、仲間作りを進める。その際、仲間の輪に入れない生徒に声かけをしたり、気になる行動・言動がある生徒に、生徒会執行部や部活動の先輩など、関わりのある生徒を中心に声をかけたりする
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に「命の学習」期間を設け、道徳や学活等において、「いじめは許されない」「いじめを絶対しない」「いじめを見逃さない」をテーマに授業を実施する。 ・10月の「命の学習」では、ピア・メディエーションの学習を取り入れ、望ましい人間関係の作り方を学ぶ。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会執行部で「みんな遊び」を企画する。また小学校とともに地域清掃を行い、交流を深め、仲間作りを進める。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ネット スマホ リテラシー」に関する生徒保護者の合同研修会を行う。

3 教員に対する研修

行動計画の具体的取組		取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・4月当初と8月、10月の職員会議で、いじめ防止対応の研修を行う。 ・小中合同で、生徒対応の仕方や保護者・校園の連携について研修する。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会で確認し、職員研修として周知する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導記録の記入・保存の徹底 いじめられた子、いじめた子への聞き取り内容の・記録、保護者や関係機関との相談内容等は、聞き取りシート使用し、専用のファイルを作成し、いじめ事案について記録を時系列でまとめる。

2. 職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実を図る

- ①生徒や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を積み上げる。また、いじめに特化した職員研修会を実施する。
- ②校長のリーダーシップのもと、「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。
- ③生徒の行動の背景を読み取り（アセスメント）、専門家に的確につなぐなど解決に向けた具体的な手だて（プランニング）ができるための研修会を実施する。
- ④スクールカウンセラー（以下SC）、市教委、外部関係機関等との連携がいつでもとれるよう、日頃から意思疎通を図っていく。
- ⑤子ども、保護者、地域から信頼される教師を目指し、人間的魅力や指導力を身につけるよう教員が共に学び合う機会を積極的につくる。
- ⑥いじめ問題の学校での取組を「ストップいじめアクションプラン」にわかりやすくまとめ発信する。
- ⑦学校評価において、いじめに対する取組が適切に行われているかを検証する。

3. 地域との連携を図る

- ①あいさつ運動、街頭補導等、地域における青少年健全育成に向けた働きかけを行う。
- ②学校協力者会議等の場を活用して、拡大いじめ対策委員会を開き、学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価などを協議し、いじめ問題に対する協働のための取組を進める。

③ いじめ早期発見のための行動指針

行動計画の具体的取組		取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・5月・9月・1月に生徒の「くらまね」を用いた生活調査アンケートを行う。 ・10月にいじめに特化したアンケートを行う。 ・11月に保護者対象の学校生活アンケートを実施し、いじめの予兆をつかみ早期対応に生かす。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回、いじめ対策推進委員会を開き、各学年・クラスの情報把握し、いじめ事象につながる問題を把握し、早期の指導体制構築につなげる。 ・学年生徒指導部と全体の生徒指導部の連携を密にし、情報交換を行う。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週のあいさつ運動や下校時の正門前一斉見守り活動に、PTA・真野中学校区補導委員会・大津北警察署にも参加していただき、複数の大人の目で子どもを見守り・気になる生徒への声かけ活動を実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等で、人間関係に悩みを持つ生徒に、個別の相談を行う。この相談には、SCとの相談も希望できるようにする。生徒が安心して、相談できるよう、困っていることや心配していることなど、時間をかけて話を聞く。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉見守り活動に、PTAにも参加していただき、複数の大人の目で子どもを見守り・気になる生徒への声かけ活動を実施。その場で情報交換をおこなう。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) ネット上でのいじめ問題に関する普及啓発 ・ネットの適正な利用について、外部講師を招いての学習会を実施 ・保護者・教師向け研修会の開催（PTAと共催） (2) 情報モラル教育の推進 ・各授業でのICT機材の使用時や道徳で、情報モラルについて触れる。 (3) 不適切な書き込みの発見と確認、削除の手順を市発行の対応マニュアルにて対応する

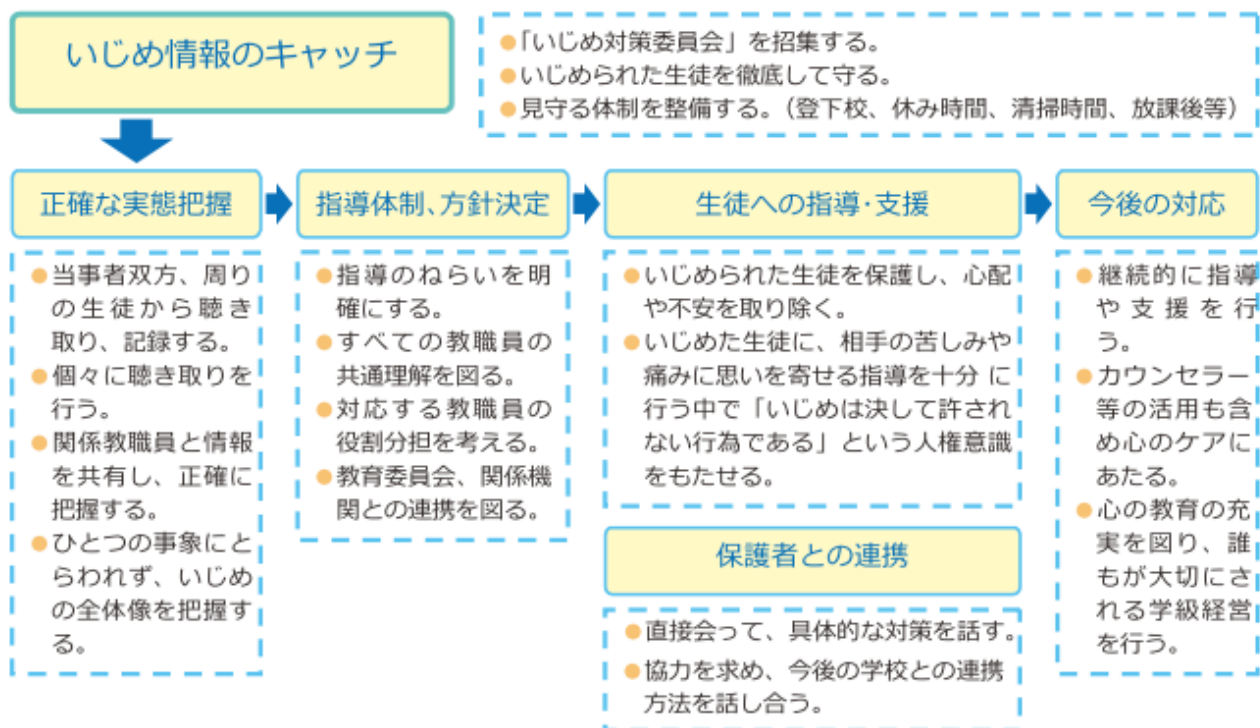
- ① 悩みを気軽に相談できるよう、教師は自己開示しながら、日頃から生徒との信頼関係づくりに努める。
- ② 些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等において挨拶や声かけを積極的に行うなど生徒とのふれあいに努める。
- ③ 校務分掌を整理するなど工夫して、教職員が子どもと向き合う時間を増やす。
- ④ いじめが見過ごされないよう、生徒へのアンケートを学期ごとに少なくとも1回実施する。また、保護者や地域の方からの意見や状況を知るための調査を行う。
- ⑤ 教職員自身によるいじめ点検を定期的に行い、いじめが心配される状況がないかの確認を行う。

4 いじめへの早期対応に向けての行動指針

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

1. いじめ対応の流れ



【いじめ対策委員会・拡大いじめ対策委員会の設置について】

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

また、学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置する。

《いじめ対策委員会の構成メンバー》

校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター教員、生徒指導主事
学習支援加配員（教育相談担当）、養護教諭、学年主任
個々の事案に応じて、関係の深い教職員やSCを加える。

なお、いじめの疑いが発生した際には、当該生徒の学年担当教員がメンバーに入る。

また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得る。

メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

《拡大いじめ対策委員会の構成メンバー》

校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員、SC一等の学校関係者とする。

2. いじめられた生徒・保護者への基本的な対応

☆生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

☆保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

3. いじめた生徒・保護者への基本的な対応

★生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 生理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

★保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

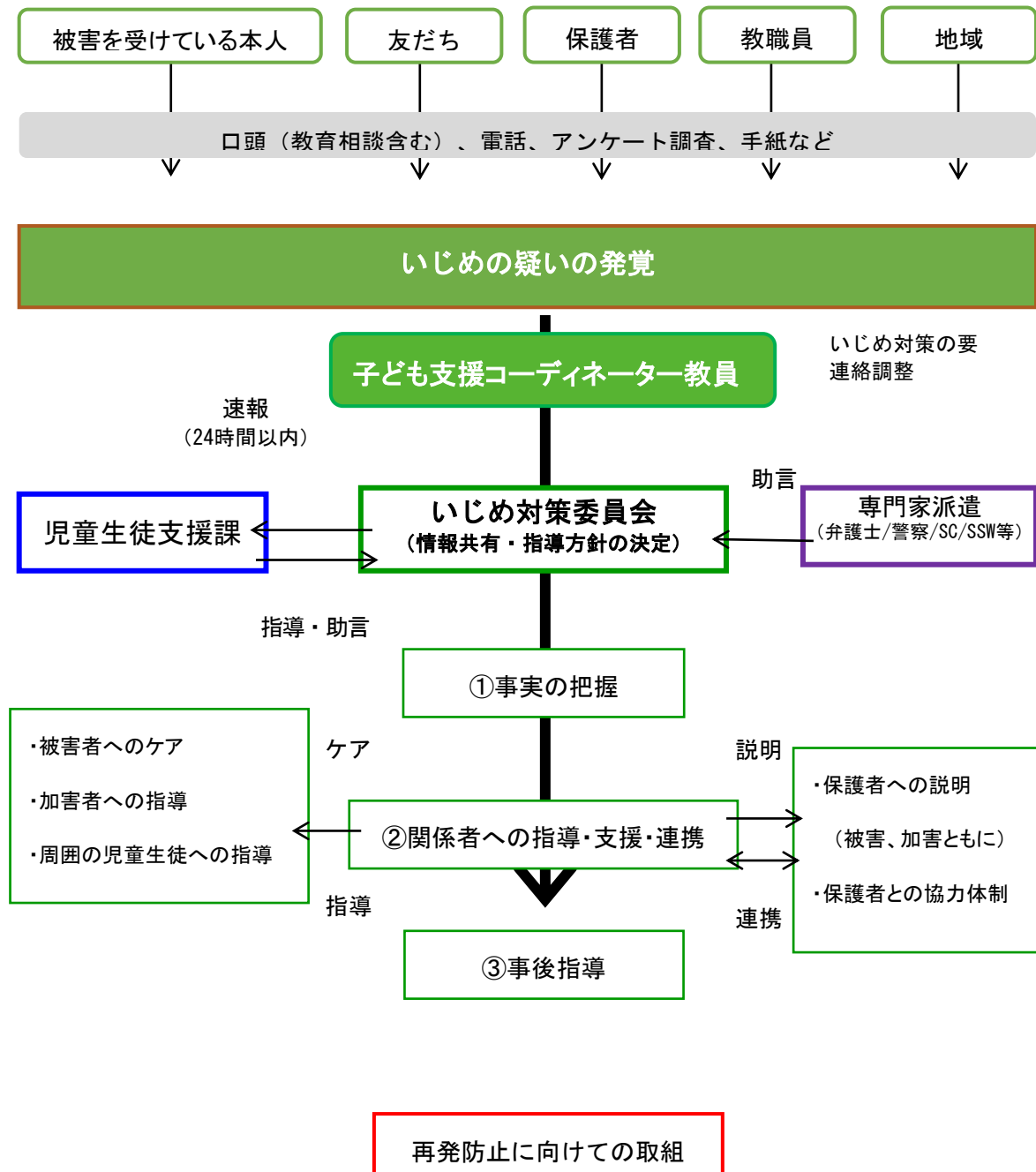
4. 周りの生徒たちへの基本的な対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

取り組み目標

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	週1回定期的に開催（情報交換）。 ・少しでもいじめの疑いがあるときはただちにいじめ対策会議を開く。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	○生徒に寄り添った聞き取り（複数で）の実施 ・事実確認だけでなく、被害者の思いを大切に、寄りそう姿勢の聞き取りを実施。 ・心に傷を負っている場合も考えられるので、SCへも接続し、思いをゆっくりと話させる時間を確保する。 ・担任や関わりの深い教師、養護教諭、SCで、心の傷を癒すカウンセリングを実施。 ○いじめられた生徒への対応 ・いじめられた生徒は可能であれば自分がどう思っていたのか、どんな気持ちであったのかを話させ、お互いの考え・思いを共有させる。 ・担任や関わりの深い教師、養護教諭、SCで、心の傷を癒すカウンセリングを実施。 ・子どもの訴えがあれば、別室などで過ごす時間なども確保するなど、いじめられた生徒が、再び立ち返って、自分の思いを話し、教室で落ち着いて過ごせるまで、最大限のケアを実施する。 ○いじめた生徒への対応 ・事実確認の上、なぜそのような行動に至ったのかを自分で考えさせ、反省につなげる聞き取り・指導 ・頭ごなしで叱るのではなく、自らの行動を冷静に振り返らせる。
c	ネット上のいじめへの対応	不適切な書き込みの発見と確認、削除を市発行のマニュアルにて、対応する。 ※生徒や保護者、地域などからネット上に不適切な発言が書き込まれたとの申し出があった場合は、きめられた手順で指導を行う。（動画、画像も同様の手続きをとる）
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・早急に必要なアンケートを実施し、詳細に事実調査を行う。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	（１）いじめられた子の保護者への情報提供 ・担任および学年主任または学年生徒指導等が、家庭訪問を実施して、第一報および今後の指導・支援の流れを説明する。 ・いじめ防止対策委員会やいじめた子への聴き取りなど、事実が明らかになった時点で、再度家庭訪問を行い、事実の報告を行う。また、保護者と共に今後の支援のあり方を説明し、流れを確認する。 （２）いじめた子の保護者への連絡と支援 ・重大な事案については、警察と連携して対応する。 ・家庭に電話連絡し、保護者に来校願い、事実の説明と指導の方針を伝える。この際、いじめられた子の思いも伝える。 ・反省して、これから再出発し、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、学校と保護者が共通の目線で見守り、指導していくことを確認する。

いじめ事案対応フロー図



5 重大な事案が発生した場合の行動指針

重大な事案とは（いじめ防止対策推進法 28 条より）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日の欠席を目安とするが、日数だけでなく個々の状況による）

- 速やかに市教委、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の有無を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

緊急対応チェックシート

〈参考 : 緊急対応チェックシート滋賀県教育委員会〉

【1. 初期対応】

- 当該生徒の安否確認①
- 目撃生徒等への配慮と指導②
- 事実の把握③
- 校長・教頭への事実報告
- 救急医療や警察への連絡④
- 当該生徒の保護者への連絡・対応⑤
- 現場保存
- 教職員の共通理解⑥
- 教育委員会への報告⑦

【チェック項目にかかわる留意点】

①	・生命維持、安全確保のためにできる限りの適切な処置を行う。
②	・心理状態や健康状態などの確認を迅速に行う。 ・生徒に不安を抱かせる事のないよう留意し、憶測や風評などによる二次被害を防ぐ。
③	・「いつ・どこで・誰が・何を・どうしたか」を把握する。 ・なぜそうなったのか原因についても把握に努める。 ・目撃者や関係者から事実を確認する。 ・複数で事実を確認した場合は、照合して正確に期す。 ・時系列に整理し、記録する。事実を記録し、主観的な表現は避ける。
④	・当該生徒が病院等に搬送された場合は、教師が付き添う。 ・逐次、生徒の状況等を学校に報告する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて警察に訪問し、事実の照合を行う。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・電話だけでなく、家庭訪問を複数で行い、保護者と出会って対応する。 ・保護者の心情等に配慮しながら、学校への要望等を確認する。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・対応や指導方針、役割分担等は、いじめ対策委員会等の会議を開催し、決定する。 ・休日であっても、緊急の職員会議を開き、全職員で対応方針について共有する。
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに教育委員会に報告する。 ・事案の詳細が掌握できていない場合も、速報を入れ、第二報以降で詳しい内容を継続的に報告する。

【2. 周囲の生徒への対応】

<input type="checkbox"/> 目撃生徒へのケア（支援） <input type="checkbox"/> 親しい友人や級友、部活動の仲間等へのケア（支援） <input type="checkbox"/> SC等の派遣依頼の有無 <input type="checkbox"/> 全校集会等開催の有無決定①
--

【チェック項目にかかわる留意点】

①	<ul style="list-style-type: none"> ・開催する場合は、全校集会か、学年集会か、参加対象を決定する。 ・学年集会や学級で指導する場合は、文言等を統一する。 ・集会の目的を明確にし、伝える内容を決定する。 ・死亡事件や事故等の場合は、当該生徒の保護者の了解を得る。 ・不調を訴える生徒への対応について検討する。 ・SC等の同席の有無について決定する。
---	--

【3. 保護者会への対応】

<input type="checkbox"/> 保護者会開催の有無① 〈保護者会を開催する場合〉 <input type="checkbox"/> 当該生徒・保護者の意向確認 <input type="checkbox"/> 参加対象者の決定（全校、該当学年等） <input type="checkbox"/> 教師の役割分担 <input type="checkbox"/> 発表内容の決定② <input type="checkbox"/> P T A 役員等への事前連絡・連携③ <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告 <input type="checkbox"/> 想定質問の作成 <input type="checkbox"/> SC等による相談実施の有無決定 <input type="checkbox"/> 保護者に対する相談窓口設置の有無決定 <input type="checkbox"/> 報道関係者（マスコミ）への公開・非公開の決定
--

【チェック項目にかかわる留意点】

①	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準 ア 当該生徒や他の生徒、保護者に与える影響が大きい場合 イ 社会的影響が甚大な場合 ウ 生徒および保護者の不安感や学校への不信感が高まる場合
②	・発表内容等については、事前に当該生徒の保護者の了解を得ておく
③	・学校協力者会議や地域の自治会長や民生委員等への連絡は必要に応じて行う

【4. 教職員の役割分担について】

・当該生徒及び保護者への対応	学年主任・担任
・全校児童生徒への対応	教務主任・子ども支援コーディネーター・生徒指導主事
・全校保護者への対応	教務主任・子ども支援コーディネーター・生徒指導主事
・PTA関係への対応	教頭
・報道（マスコミ）関係への対応	校長・教頭
・地域関係者への対応	教務主任・子ども支援コーディネーター・生徒指導主事
・警察等への対応	校長・教頭・子ども支援コーディネーター・生徒指導主事
・教育委員会への対応	校長・教頭
・記録の整理	教務主任・子ども支援コーディネーター・生徒指導主事

⑥ ネットいじめへの対応についての行動指針

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

未然防止には、校則にある利用禁止の意図、また生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」が発生した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

〈指導のポイント〉

- ① 携帯電話やスマートフォンは、学校生活に直接必要のないものであり、学校内に持ち込むことは原則禁止である。また保護者にも協力を求める。
- ② 各生徒の成長段階に応じて情報モラルの指導を行う。
- ④ スマートフォン等の急速な普及に伴い、ラインを使った誹謗中傷や仲間外れ、不適切画像の掲載等様々なトラブルが発生している実態を把握する。
- ⑤ 生徒に対して、情報化社会のルールやマナーについて考えさせるとともに、誹謗中傷やいじめは人権侵害や犯罪である事を理解させ、絶対にさせないように指導の徹底を図る。
- ⑤ 被害の相談を受けた場合は、次の対応を行う。

(1) 「正確な事実確認」

- ・書き込み内容を保存する。
- ・他人のアドレスを使う「なりすましメール」もあるので、加害者を特定する場合には、十分留意して対応する。

(2) 「関係機関との連携・被害の拡大防止」

- ・脅迫や重篤な名誉毀損等については、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護課に相談する。

- ⑥ 生徒や保護者に携帯電話やスマートフォンの危険性を知らせ、フィルタリングサービス利用の徹底やライン等の適正な活用について働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけるよう啓発する。

7 組織対応マニュアル p12フローチャート

1. いじめ対策委員会の設置について

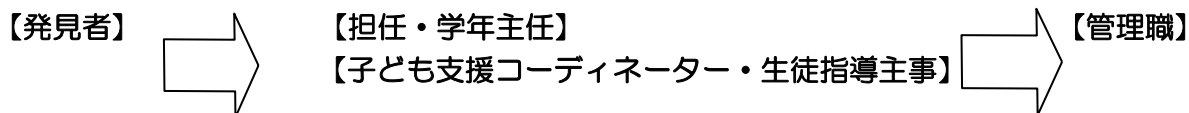
7頁【いじめ対策委員会・拡大いじめ対策委員会の設置について】に記載

2. 組織対応の流れ

- 共通認識
- ・いじめは命にかかわる問題
 - ・いじめは人権にかかわる問題
 - ・被害生徒の支援を最優先とする

〔1〕 いじめの疑いや認知があったら・・・

情報の整理と報告の基本的な流れ



8 令和2年度真野中学校におけるいじめ防止対策の具体的施策と目標

1 いじめの未然防止に関する取り組み（施策）等と目標

具体的な取り組み（施策）	目 標
①学校生活アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月・9月・1月に生徒の生活調査アンケートを実施する。「くらまね」を利用し、継続した分析を行う。 ・ 11月に保護者対象の学校生活アンケートを実施する。
②教育相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学期ごとに教育相談旬間を設定し、個別の相談を行う。この相談には、SCとの相談も希望できるようにする。
③教員の校内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師等を招き、教職員のいじめ防止に関する研修会を実施する。 ・ 職員会議で子ども支援コーディネーターによる研修会を実施する。
④生徒会等によるいじめ防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真野フェスタ（文化祭・体育大会）で縦割り活動を実施し、学年を超えて交流し、仲間意識を高める。 ・ 毎月1回、生徒会執行部が「みんな遊び」を企画し、昼休みに全学年で交流を深め、仲間作りを進める。 ・ 学期ごとに生徒会による生活調査アンケートを行う。 ・ 専門委員会で以下の活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6月：生活委員会で「ありがとう週間」 ・ 周りの人へ感謝の気持ちを伝えることで、人の大切さや命の大切さを見つめ直す機会にする。 <ul style="list-style-type: none"> ② 2月：保健委員会で「ピア・カウンセリング」 生徒同士がお互いに悩みを打ち明け、解決方法を考える事で、共感の輪を広げる。 ・ 生徒会執行部、生活委員会によるあいさつ運動を行う。 ・ 「ピンクシャツデー」の取り組みをし、生徒一人ひとり人がいじめを許さない学校作りを目指す。

<p>⑤6・10月の「命の学習」の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に「命の学習」期間を設け、道徳や学活等において、「いじめは許されない」「いじめを絶対しない」「いじめを見逃さない」をテーマに授業を実施する。 ・10月の「命の学習」では、望ましい人間関係の作り方を学ぶ。
<p>⑥保護者、地域への協力呼びかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導通信で、いじめ防止に関して学校の姿勢を示すと共に、地域や保護者にいじめ防止に関する啓発と協力を実施する。 ・毎月10日のあいさつ運動に、PTA・真野中学校区補導委員会・大津北警察署にも参加していただき、複数の大人の目で子どもを見守る活動を行うとともに気になることはないか聞き、生徒の様子を把握する。
<p>⑦いじめ対策推進委員会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回、いじめ対策推進委員会を開く。
<p>⑧あいさつ運動、ふれあいパトロール、下校指導の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みに担任を中心に、各教室やホールで生徒と語らいの場を持ち、人間関係を深めることで、生徒が気軽に相談できる雰囲気をつくる。 ・毎週のあいさつ運動や下校時の正門前一斉見守り活動を実施する。

2. いじめの早期発見に関する取り組み（施策）と目標

具体的な取り組み（施策）	目 標
<p>① 学校生活アンケートの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5月・9月・1月に生徒の生活調査アンケートを行う。「くらまね」を利用し、継続した分析を行う。 ・10月にいじめに特化したアンケートを行う。 ・11月に保護者対象の学校生活アンケートを実施し、いじめの予兆をつかみ早期対応に生かす。
<p>② 教育相談活動での発見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等で、人間関係に悩みを持つ生徒に、個別の相談を行う。この相談には、SCとの相談も希望できるようにする。 生徒が安心して、相談できるよう、困っていることや心配していることなど、時間をかけて話を聞く。
<p>③ いじめ対策推進委員会の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回、いじめ対策推進委員会を開き、各学年・クラスの情報を把握

実 施	し、いじめ事象につながる問題を把握し、早期の指導体制構築につなげる。 ・学年生徒指導部と全体の生徒指導部の連携を密にし、情報交換を行う。
④生徒相互によるいじめ早期の発見活動	・毎月1回、生徒会執行部で「みんな遊び」を企画し、昼休みに全学年で交流を深め、仲間作りを進める。その際、仲間の輪に入れない生徒に声かけをし、気になる行動・言動がある生徒に、生徒会執行部や部活動の先輩など、関わりのある生徒を中心に声をかける。
⑤保護者、地域と共に、あいさつ運動、ふれあいパトロール、下校指導の実施 (大人の目を増やした、いじめ早期発見活動)	・毎週のあいさつ運動や下校時の正門前一斉見守り活動に、P・真野中学校区補導委員会・大津北警察署にも参加していただき、複数の大人の目で子どもを見守り・気になる生徒への声かけ活動を実施。

3. いじめへの対処に関する取り組み（施策）と目標

具体的な取り組み（施策）	目 標
①いじめ対策推進委員会の開催	・週1回開く（情報交換）。 ・少しでもいじめの疑いがあるときはただちにいじめ対策会議を開く。
② いじめられた生徒への対応	○生徒に寄り添った聞き取り（複数で）の実施 ・事実確認だけでなく、被害者の思いを大切に、寄りそう姿勢の聞き取りを実施。 ・心に傷を負っている場合も考えられるので、SCへも接続し、思いをゆっくりと話させる時間を確保する。 ○いじめられた生徒への対応 ・いじめられた生徒は可能であれば自分がどう思っていたのか、どんな気持ちであったのかを話させ、お互いの考え・思いを共有させる。 ・担任や関わりの深い教師、養護教諭、SCで、心の傷を癒すカウンセリングを実施。 ・子どもの訴えがあれば、別室などで過ごす時間なども確保するなど、いじめられた生徒が、再び立ち返って、自分の思いを話し、教室で落ち着いて過ごせるまで、最大限のケアを実施する。 ・学年を中心に、個別の指導計画（短期・中期・長期目標を定め、いじ

	<p>められた生徒の特性に応じたもの)を策定し、支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別の指導計画はいじめ対策委員会にて進捗状況を確認し、修正を加える。
<p>③ いじめた生徒への指導</p>	<p>○事実確認の上、なぜそのような行動に至ったのかを自分で考えさせ、反省につなげる聞き取り・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> • 頭ごなしで叱るのではなく、自らの行動を冷静に振り返らせる。 <p>○謝罪と今後の見守り活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自らの行動を反省させ、心から謝罪させると共に、今後絶対にしないことを約束させる。 <p>○命や身体、人権に関わる重大な加害事象の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相手に傷害を与え、インターネットなどでの画像の流出や誹謗 中傷が広がるおそれがある場合は、大津北署・生活安全課に協力を 依頼し、対応する。 <p>また、学校協力者会議理事に緊急招集をかけ、経過を確認し、地域での対応に協力を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 悪質と判断され、かつ、いじめられた生徒に重大な心的ストレスがある場合、謝罪が済むまでのあいだ、出席停止または別室での学習措置をとる。 <p>この際、学校長はいじめ対策推進委員会を開催し、関係機関のアドバイスを受け、適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事実の確認だけではなく、自分のやった行為がいじめであり、心や体に深刻なダメージを与えることを指導し、十分に反省させ、いじめられた生徒に心から謝罪するように指導する。 <p>○指導後のケアと見守り活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学年を中心に、指導後の立ち直り支援計画（短期・中期・長期目標を定め、いじめた生徒の反省と立ち直りを支援する計画）を策定し、支援を行う。支援計画はいじめ対策委員会で進捗状況を確認し、修正を加える。
<p>④保護者への対応</p>	<p>○いじめられた生徒の保護者への連絡と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事実を伝えると共に、学校としてできる最大限のケアを実施する旨

	<p>を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者も動揺されているなどの場合は、SCへつなぎ、心のケアを実施する。 <p>○いじめられた生徒の保護者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任および学年主任または学年生徒指導が、家庭訪問を実施して、第一報および今後の指導・支援の流れを説明する。 ・いじめ防止対策委員会やいじめた子への聴き取りなど、事実が明らかになった時点で、再度家庭訪問を行い、事実の報告を行う。また、保護者と共に今後の支援のあり方を説明し、流れを確認する。 ・学校生活の様子についても、電話で済まらず、家庭に足を運んで話しをする。 <p>○いじめた生徒の保護者への連絡と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大な事案については、警察と連携して対応する。 ・家庭に電話連絡し、保護者に来校願い、事実の説明と指導の方針を伝える。この際、いじめられた子の思いも伝える。 ・反省して、これから再発し、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、学校と保護者が共通の目線で見守り、指導していくことを確認する。 ・保護者がわが子の行動について心配し、相談を希望される場合は、SCや関係機関を紹介する。 <p>○警察対応、マスコミ対応が必要ないじめ事案が発生した場合の保護者への情報提供</p> <ol style="list-style-type: none"> ①PTA会長へ連絡し、事実の説明と緊急保護者会の開催を確認。 ②校長・PTA会長名で緊急保護者会開催を通知。 ③緊急保護者会で、事実の説明と今後の指導方針を説明。子ども達の動揺や不安が広がらぬよう、保護者に冷静な対応をお願いすると共に、子ども達の心のケアと学校生活の安定に協力を依頼する。 ④必要に応じ、経過説明のための保護者会を開催し、情報の提供・共有に努める。
<p>⑤個別課題の背景・原因究明および対応策検討に向けた、担当チームによる対応の実施</p>	<p>※いじめられた生徒の保護は第一優先であるが、いじめられた子・いじめた子の生育歴やこれまでの学校生活の様子などから、発達に課題を抱える疑いも浮上することは十分予想される。</p>

○特別支援の視点をもった子どもの把握

- ・日頃から特別支援の視点から子どもを観察し、相談→検査→適切な機関での接続・個別の指導計画策定の流れを把握する。

○子どもの「困難さ」に沿った支援手続き

- ・いじめられた生徒、いじめた生徒の親との相談を密にし、かつ、子ども本人に日常生活で困っている場面がないか聞き取り、SCを交えた会議で分析。必要に応じて、発達検査等を勧める。
- ・家庭に起因する問題については、保護者にも協力を依頼するだけでなく、市子ども家庭相談室や警察、少年センターにも協力を要請し、複数の目で、家庭状況の改善を支援する。

○発達に課題を持つ生徒の理解についての周知徹底

- ・道徳や学活の時間を使い、発達に課題を持つ生徒の特性に関する理解を促す授業を実施する。
- ・個性を受け入れ、お互いの存在を尊重する学級・学年・学校作りを行う。

○個別の指導計画の作成と定期的な見直し

- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方が安心して学校生活を送れるよう、生徒の特性に応じた個別の指導計画を作成する。

この際には、①短期的目標、②中期的目標、③長期的目標の3つを視点におき、子どもの置かれている状況や特性をふまえ、当該学年を中心に作成する。

- ・個別の指導計画は、いじめ対策委員会および特別支援委員会で検討し、支援を実施する。

定期的に進捗状況を確認し、支援が有効に働いた場合は支援内容を継続して実施。支援が有効ではないと判断された場合は、SCや関係機関の助言もふまえて、個別の指導計画を見直す。

○「アセスメントシート」の作成

- ・個別の指導計画作成にあたっては、学級担任・学年支援担当者を中心に、「アセスメントシート」を作成する。このシートは、生徒指導、教育相談、特別支援など、該当の生徒に必要な支援計画作成にも用いることで、総合的な支援ができるようにする。

<p>⑥学校協力者会議、滋賀県中央子ども家庭相談センター（児童相談所）及び警察等関係機関との連携による個別の重要事案への対応強化</p>	<p>○学校協力者会議の緊急召集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大な犯罪につながる問題、マスコミ対応が必要なケースについては、学校協力者会議理事に緊急召集をかけ、地域での対応に協力を依頼する。 <p>○家庭支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭に起因する問題については、大津市子ども家庭相談室に連絡し、必要に応じてケース会議を開き、児童相談所にも関わってもらうよう依頼する。 <p>○警察への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力・性に関わる事案・インターネット等を利用したいじめについては、警察と情報を共有し、アドバイスをもらいながら指導する。状況によっては警察署に任意の事情聴取を行ってもらうなど、協力いただく。 ・命に関わるような重大な問題は、関係機関と協議の上、対応する。 <p>○子どもの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子が心に深刻な傷を負う場合、養護教諭・SCの判断で、大津市教育相談センターや医療機関でのカウンセリングを勧める。 <p>○日頃からの関係の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、学習支援加配 教員は、日頃から関係機関との情報交換を密に行う。
<p>⑦保幼小中連携</p>	<p>○真野校区保幼小中生徒指導担当者連絡協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真野中学校区内の小中学校の生徒指導担当者、子ども支援コーディネーター、また保育園・幼稚園の担当者の連絡協議会を学期に1回を原則として実施し、いじめ防止の取り組み交流やいじめ事案への協力、兄弟姉妹のケアの協力体制を構築する。 ・小学校での指導例や事案を職員会議等で職員に伝える。
<p>⑧他校との連携</p>	<p>○市内生徒指導担当者情報交換会を活用した情報交換の実施</p> <p>○複数校園にまたがるいじめ事象の発生の際の生徒指導ホットラインづくり</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン、ネットなどでのいじめ事象については、校種・学校間を超えて発生することが十分に考えられる。 ・各校の生徒指導主事、子ども支援コーディネーターで連絡を取り合い、警察のアドバイスを得ながら、共同歩調で指導する。
<p>◎インターネットを通じて行われるいじめ対策の実施</p>	<p>(1) ネット上でのいじめ問題に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットの適正な利用について、外部講師を招いての学習会を実施 ・保護者・教師向け研修会の開催（PTA と共催） <p>(2) 情報モラル教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各授業でのICT機材の使用時や道徳で、情報モラルについて触れる。 <p>(3) 不適切な書き込みの発見と確認、削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市発行のマニュアルにて対応する。 <p>※生徒や保護者、地域などからネット上に不適切な発言が書き込まれたとの申し出があった場合は、以下の手順で指導を行う。（動画、画像も同様の手続きをとる）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①訴えのあった生徒・保護者などに、書き込みがされている画面の保護を依頼 ②担任および学年の生徒指導担当で確認に向かう。書き込みの内容を記録（必要に応じて転送してもらう）。 ③書き込んだ生徒が特定できる場合は、該当の生徒に事実を確認。同様に、書き込みに対して賛同するような返信をしている生徒にも、事実の確認と指導を行う。 ④書き込みをした生徒の保護者に来校願い、事実関係の確認を行う。 ⑤書き込んだ内容の削除を、保護者立ち会いのもとで行う。LINE など、複数の人間が閲覧できる場合で、画像を保存し悪用する可能性が考えられる場合は、保護者と書き込んだ生徒が、閲覧できる人間に連絡を取り、画像保存の有無を確認した上で、謝罪と画像の削除を依頼する。 <p>(4) 必要に応じた関係機関との協力</p> <p>○啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃のネット利用などは、関係機関と連携し、啓発活動を行う。

	<p>○問題となる事象が発生した場合</p> <p>①法律に反する動画・画像の流出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノ取り締まり法等に触れるようなわいせつな画像、特定の人物や動物に対して暴行をしている様子を撮影した動画、周囲の人間に被害が及ぶような危険な行為を撮影した動画等が確認された場合、ただちに大津北警察署・生活安全課に連絡し、対応を協議する。 ・あきらかな法律違反で悪質なものについては、県警サイバー対策課へ協力を要請し、これにのっとり指導する。 <p>②いじめ事象にかかわる動画像、一方的な誹謗 中傷の書き込みが明らかになった場合は、①と同様に対応する。</p> <p>③被害にあった生徒のケアを第一優先に考え、SCや市相談センターなどに接続し、相談体制を充実させる。必要に応じて医療機関にもつなげる。</p> <p>④書き込みをした生徒の更正のため、少年センターや県警サポートセンターと連携し、支援を行う。</p> <p>⑤警察のアドバイスを受け、被害にあった保護者と共に子どもの支援を第一に考え、支援を行う。</p> <p>また、書き込まれた内容の削除をプロバイダーに依頼する手続きなど、警察と相談しながら進める。</p>
<p>⑩いじめに関する記録等文書 管理の徹底</p>	<p>○生徒指導記録の記入・保存の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援コーディネーターが、いじめ事案について記録を時系列でまとめる。 ・聞き取りシートを統一する。 <p>○聞き取りシートはファイリングして保存 5年間保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子、いじめた子への聞き取り内容は聞き取りシートを利用する。メモ・記録、保護者や関係機関との相談内容のメモ等は、専用のファイルを作成し、校長室・生徒指導ロッカーの中に保管。職員室外への持ち出しは厳禁。